

# 春日井市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

第1 はじめに	第2 対策の実施に関する基本的な方針	第3 危機管理体制
<p>○平成24年5月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定</p> <p>○同法の規定に基づき、新たに「春日井市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定</p> <p>○対象とする感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)</li> <li>・新感染症 (感染症法第6条第9項)</li> </ul>	<p>○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護</p> <p>○市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小に</p> <div data-bbox="1023 205 1647 615" style="text-align: center;"> <p>○対策の効果 概念図</p> </div> <p>○被害想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・り患率 人口の約25% (約77,000人)</li> <li>・医療機関を受診する患者数 (対り患者の割合) 約31,500~60,900人 (約41~79%)</li> <li>・入院患者数 (病原性中等度) 約1,300人 (約2%) (病原性重度) 約4,870人 (約6%)</li> <li>・死亡者数 (病原性中等度) 約420人 (約0.5%) (病原性重度) 約1,550人 (約2%)</li> </ul>	<p>○「春日井市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を開催し、感染拡大防止・予防対策等を協議</p> <p>○春日井市新型インフルエンザ等対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意設置</li> <li>・緊急事態宣言時に直ちに設置</li> </ul> <p>※重要事項及び事案対応を協議</p>

## 第4 各発生段階における対策

国・県の動きイメージ		政府対策本部及び愛知県対策本部設置	緊急事態宣言 (政府対策本部長) → 市対策本部の設置 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限 (県→市)	緊急事態宣言終了
------------	--	-------------------	---	----------

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期
				県内未発生期	県内発生早期	県内感染期		
		新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	患者が発生していない状態	患者が発生しているが、患者の接触歴が疫学調査で追える状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
主要6項目	実施体制	●体制の整備及び国・県・市の連携強化	●必要に応じた連絡調整会議の開催 ●必要に応じた任意の市対策本部設置	●任意又は緊急事態宣言時の市対策本部設置				●市対策本部の廃止 (緊急事態解除宣言時)
	情報収集	●学校等での欠席者の状況把握	●学校等での集団発生の把握の強化	●患者の受診状況の把握		(通常へ)		(再流行の探知)
	情報提供・共有	●市民相談窓口の設置準備	●市政記者クラブへの情報提供 ●市民相談窓口の設置	(充実・強化)		(継続)		(適宜提供へ) (縮小)
	予防・まん延防止	●特定接種・住民接種の接種体制の構築	●特定接種の実施 ●住民接種の準備	●公共施設の感染対策	(実施)		(強化)	(第二波に備えた実施)
	医療	●医療体制の整備に係る県への協力	●帰国者・接触者外来等の市民への情報提供				(帰国者・接触者外来の廃止) ●在宅で療養する患者への支援	(通常の医療体制へ)
	市民生活及び市民経済の安定の確保	●要援護者への生活支援体制の準備 ●火葬能力の把握	●要援護者への新型インフルエンザ等発生に係る周知 ●県からの要請による、遺体安置施設等の確保準備	●具体的支援の対応方法の確認	(対応)	●尾張東部火葬場管理組合と連携した火葬の実施	●県と連携した見回り、食事の提供及び医療機関への移送	